

指定障がい者支援施設サンジュエリー運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり福祉会が運営する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第1項に基づく指定障がい者支援施設サンジュエリー（以下「事業所」という。）において実施する障がい者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員、設備及び運営管理に関する事項を定め、事業の管理者（以下「施設長」という。）及び職員が、支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対して適切な指定障がい者福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供する。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って福祉サービスを提供する。
 - 3 できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、その他指定障がい者支援施設や障がい者福祉サービス事業を行う者、その他保健医療サービスを提供する者との連携に努める。
 - 4 前項のほか、「鳥取県障がい者支援施設に関する条例」（平成24年鳥取県条例第72号）に定める内容の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 福祉サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 サンジュエリー
- (2) 所在地 鳥取県倉吉市福守町452番地

(実施する福祉サービスの種類)

第4条 事業所が実施するサービスは次のとおりである。

- (1) 生活介護事業
- (2) 施設入所支援事業

(福祉サービスの営業日及び営業時間)

第5条 福祉サービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日
 - ①生活介護事業 月曜日から土曜日までとする。
 - ②施設入所支援事業 毎日
 - ③短期入所支援事業 毎日

(2) 営業時間

- ①生活介護事業 午前9時から午後5時までとする。
- ②施設入所支援事業 午後5時から翌日の午前9時までとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1名（常勤）

管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、施設の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上（うち1名以上は常勤）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成に関することをを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導及び助言等を行う。

(3) 事務員 1名

事務員は、施設運営に必要な庶務・経理を行う。

(4) 生活支援員 常勤換算13名以上（うち1名以上は常勤）

生活支援員は、生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の支援、相談、介護等をおこなう。

(5) 看護師 1名以上

看護師は、利用者に対して健康管理、保健衛生、医療、看護等を行う。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

献立等を作成し、利用者の栄養管理を行う。

(7) 調理員 2名以上

調理員は、利用者の給食及び調理の業務を行う。

(8) 理学療法士又は作業療法士 1名

利用者に必要なリハビリテーションを行う。

(9) 嘱託医師 1名

嘱託医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

2 当施設の職員は、生活介護・施設入所支援・短期入所の職務を兼務する。

(利用定員)

第7条 事業所の福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業 定員 30名
- (2) 施設入所支援事業 定員 30名
- (3) 短期入所事業 定員 2名

(利用対象者)

第8条 事業所は、3障害一元化とし、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を対象

とします。

(利用定員の遵守)

第9条 事業所、前条に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数を利用させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(利用者に提供する福祉サービスの種類ごとの内容)

第10条 事業所が、利用者に提供する福祉サービスの種類ごとの内容は次のとおりとする。

(1) 生活介護事業

常時介護が必要な方に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する。

(2) 施設入所支援事業

主として夜間において、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、福祉サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対して、障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第12条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供拒否を行わない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第13条 事業所は、市町村又は指定相談事業所が行うあっせん、調整及び利用の要請並びに鳥取県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限りの協力を行う。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域（当該事業者が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

3 昼間サービスの送迎実施地域は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の区域とする。

(サービスの提供困難時の対応)

第15条 事業所は、福祉サービスの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申し込みに対し、自らの適切な福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当なほかの福祉サービス提供事業者の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じる。

(介護給付費支給の申請に係る援助)

第16条 事業所は、利用申込者に対し、支給申請がすでに行われているか確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意向を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

(個別支援計画の作成等)

第17条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成にかかる会議（利用者に対する生活介護、施設入所支援等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に提供する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

3 サービス管理責任者は、福祉サービスを提供するにあたり、利用者の能力、置かれている環境等を通じて問題を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握する。

4 サービス管理責任者は、利用者及び家族の希望や把握した課題に基づき、利用者の個別支援計画を作成し、当該計画により福祉サービスの提供を行う。

5 サービス管理責任者は、利用者及び家族に対し、個別支援計画について説明を行い、同意を得る。

6 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後においても、その実施状況を把握するとともに、6ヶ月に1回もしくは利用者の要望に応じて個別支援計画の見直し及び変更を行う。

(相談及び援助)

第18条 事業所は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。

2 事業所は、利用者が、当該生活介護以外において昼間における障がい福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障がい者福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(生活支援)

第19条 事業所は、利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高められるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行う。

(介護)

第20条 事業所は、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するため、心身の状況に応じ、適切な方法により必要な支援及び介護、援助等を行う。

2 介護を行うにあたって、常時1人以上の生活支援員を支援、介護に従事させる。

3 利用者が特に希望する場合を除き、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による

支援及び介護を受けさせない。

(機能訓練)

第21条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むために必要な機能の維持、機能の減退を防止するための訓練を行う。

- 2 訓練にあたっては、理学療法士又は作業療法士を訓練に従事させるものとする。
- 3 利用者が特に希望する場合を除き、利用者の負担により、事業所の職員外の者による訓練を受けさせない。

(食事の提供)

第22条 事業所は、食事の提供に当たり、あらかじめ利用者にその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うために必要な栄養管理を行う。

- 2 食事の時間は概ね次の時間とする。

(1) 朝食	7時00分～
(2) 昼食	11時30分～
(3) 夕食	17時00分～

(社会生活上の便宜の供与等)

第23条 事業所は、教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代わって行う。
- 3 常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(健康管理)

第24条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者に対して毎年2回以上定期的に健康診断を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第25条 事業所は、福祉サービスを提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない福祉サービスを提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から、障がい者自立支援法第29条第5項に規定する額又は法第30条第2項に規定する額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受けるほか、福祉サービスにおいて提供する便宜のう

ち次に定める費用について、利用者からの支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に係る費用及び光熱水費（日額は重要事項説明書に明記）

(2) 創作的活動又は生産活動に係る材料費 実 費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。（この場合の利用料金については、重要事項説明書に明記）

4 事業所は、第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、支払った利用者に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

(利用者負担額等にかかる管理)

第26条 事業所は、利用者が同一の月に他の福祉サービスを受けた時は、当該同一月に受けた福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費等の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者自立支援法施行令平成18年政令第10号 第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者へ通知するものとする。

(介護給付費の額にかかる通知)

第27条 事業所は、法定代理受領により市町村から福祉サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した福祉サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付する。

(日課の励行)

第28条 利用者は、管理者や医師、看護、生活支援員などの支援による日課等を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るものとする。

(外出及び外泊)

第29条 利用者は、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、管理者に届け出るものとする。

(健康維持)

第30条 利用者は、健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断等は特別な理由のない限り受診するものとする。

(衛生維持)

第31条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生保持のために事業所に協力するものとする。

(禁止行為)

第32条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は、自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第33条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画及び風水害や地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、定期的に避難訓練、その他必要な訓練等を行うとともに、必要な設備を備えるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第34条 事業所の職員は、現に福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(苦情解決)

第35条 事業所は、提供した福祉サービスに関する利用者からの苦情にかつ適切に対応するために、苦情を受け付けするための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した福祉サービスに関し、市町村が行う文書、その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに対しできる限り協力を行う。

(受給資格等の確認)

第36条 事業所は、利用者から福祉サービスの提供を求められた場合は、市町村から交付を受けた施設受給者証の提示を求め、施設支給決定の有無及び支給期間当該市町村からの質問を確認する。

(契約支給量の報告等)

第37条 事業所は、福祉サービスを提供するときは、当該福祉サービスの内容、利用者に提供することを契約した福祉サービスの量（以下「契約支給量」という。）その他必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）について受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対して報告を行う。

- 2 事業所は、利用者数の変動が見込まれる場合において、速やかに鳥取県に報告する。
- 3 事業所は、受給者証記載事項に変更があった場合に、援護の実施者たる市町村に報告する。

(利用者に関する市町村への通知)

第38条 事業所は、福祉サービスを受けている利用者が次の各号いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められたとき。
- (2) 利用者が偽り、その不正行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第39条 利用者が、医療機関に入院する必要がある時であって、概ね3ヶ月以内での退院が見込まれる場合には、利用者及び家族の希望等を勘案して、やむを得ない場合を除き、退院後、再び事業所に復帰できる。

(虐待防止のための措置)

第40条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(身体拘束の適正化)

第41条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束」という）を行わない。

- 2 事業所は、やむをえず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(管理者による管理及び責務)

- 第42条 施設長は、専ら当該事業の職務に従事する常勤の者とする。但し、事業所の管理運営上支障のない範囲内において、同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務することができる。
- 2 職員の管理、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
 - 3 職員にこの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(勤務体制の確保等)

- 第43条 事業所は、利用者に対し適切な福祉サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 事業所の職員によって福祉サービスを提供する。但し、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
 - 3 職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

- 第44条 事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行う。
- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関)

- 第45条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるために協力医療機関を定める。
- 協力医療機関 1 清水病院（整形外科・脳神経外科・神経内科・外科）

- 協力医療機関 2 藤井記念病院（内科・神経内科・皮膚科）
協力医療機関 3 倉吉病院（精神科）
協力医療機関 4 北岡病院（消化器外科・外科・内科・整形外科）
協力医療機関 5 大石医院（内科・皮膚科）

（揭示）

第 4 6 条 事業所は、当事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第 4 7 条 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 他の指定障害者福祉サービス事業者等に対して、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

（情報の提供等）

第 4 8 条 事業所は、当事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に入所することができるよう、当該事業所に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所についての広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大な内容とならないようにする。

（地域との連携等）

第 4 9 条 事業所は、当事業所の運営にあたり、地域住民との連携及び協力を行うなど地域住民との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第 5 0 条 事業所は、利用者に対する福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事故の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

（業務継続計画の策定等）

第 5 1 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供

を継続的に実施するための、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（記録の整備）

第52条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する福祉サービスの提供に関する諸記録を整備するとともに、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第53条 利用者は、サービスの提供を受けるにあたっては、利用者は常に相互扶助の精神を持って明朗な生活を行うよう努めるように、次に掲げる事項を守ることとする。

（1）けんか、口論、暴行等他人に迷惑をかけること。

（2）指定した場所で喫煙を行うこと。

（3）火気の取り扱いに注意し、火災予防に努めること。

（4）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。

（5）故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出さないこと。

（6）その他この規程及び職員の指示に反した行為をしないこと。

第54条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人みのり福祉会と施設長の協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成24年 3月 1日から施行する。

（一部改正）平成25年 4月 1日から施行する。

（一部改正）平成26年12月12日から施行する。

（一部改正）平成27年 4月 1日から施行する。

（一部改正）令和 3年 4月 1日から施行する。

（一部改正）令和 5年 9月 1日から施行する。

（一部改正）令和 6年 4月 1日から施行する。

（一部改正）令和 6年11月 1日から施行する。

（一部改正）令和 6年12月 1日から施行する。

（一部改正）令和 7年 4月 1日から施行する。

（一部改正）令和 8年 4月 1日から施行する。

指定障がい者支援施設サンジュエリー 短期入所 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人みのり福祉会が設置するサンジュエリー（以下「施設」という。）が実施する障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく、施設障がい福祉サービスである短期入所（以下、「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、短期入所を利用する障がい者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適正な短期入所サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、短期入所利用者に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適切かつ効果的に必要な保護を行うものとする。

2 短期入所の実施にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 適切な短期入所が提供できるよう利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

4 利用者が家族等から身体的、心理的虐待を受けていることを知った際には、市町村に通報等を行うものとする。

5 前4項の他、「鳥取県障がい福祉サービス事業に関する条例」（平成24年鳥取県条例第71号）、関係法令及び法人諸規定等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンジュエリー
- (2) 所在地 鳥取県倉吉市福守町452番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名（常勤）

管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、施設の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名以上（うち1名以上は常勤）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成に関するを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導及び助言等を行う。

- (3) 事務員 1名
事務員は、施設運営に必要な庶務・経理を行う。
- (4) 生活支援員 常勤換算13名以上（1名以上は常勤）
生活支援員は、生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の支援、相談、介護等をおこなう。
- (5) 看護師 1名以上
看護師は、利用者に対して健康管理、保健衛生、医療、看護等を行う。
- (6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上
献立等を作成し、利用者の栄養管理を行う。
- (7) 調理員 2名以上
調理員は、利用者の給食及び調理の業務を行う。
- (8) 理学療法士又は作業療法士 1名
利用者のリハビリテーションを行う。
- (9) 嘱託医師 1名
嘱託医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

2 当施設の職員は、施設入所支援・生活介護・短期入所の職務を兼務する。

（短期入所の定員）

第5条 事業所の短期入所定員は 2名とする。（併設型）

（利用対象者）

第6条 事業所において提供する施設障がい福祉サービスの主たる対象者は、3障害一元化とし、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（いずれも18歳未満の者を除く）とする。

（短期入所支援の内容）

第7条 事業所が提供する指定短期入所支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事提供支援
- (2) 日常生活支援
- (3) 居住環境支援
- (4) 保健医療支援
- (5) 社会生活支援
- (6) その他特定費用に係る支援及び被服、嗜好品、その他利用者の便益を向上させる支援

2 前項の施設障がい福祉サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用者に対し、その提供する施設障がい福祉サービスごとに、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(短期入所利用者から受領する費用及びその額)

第8条 事業所は、指定短期入所支援を提供した際は、利用者から当該指定施設障がい福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所支援を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払を受ける額のほか、施設において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 食事の提供に係る費用及び光熱水費（日額は重要事項説明書に明記）

(2) 日用品費

(3) その他施設において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。（この場合の利用料金については、重要事項説明書に明記）

4 第3項の費用の額に係る施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの提供を受けるにあたっては、利用者は常に相互扶助の精神を持って明朗な生活を行うよう努めるように、次に掲げる事項を守ることとする。

(1) けんか、口論、暴行等他人に迷惑をかけないこと。

(2) 指定した場所で喫煙を行うこと。

(3) 火気の取り扱いに注意し、火災予防に努めること。

(4) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応)

第10条 事業所は、短期入所サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに関係医療機関及び家族に連絡をとるとともに、必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画及び風水害や地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、定期的に避難訓練、その他必要な訓練等を行うとともに、必要な設備を備えるものとする。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 施設利用者契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員を設置する。
- 4 利用者または、その家族からの苦情に関して、県知事または市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事または市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋にできるかぎり協力する。

(虐待のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という）を行わない。

- 2 施設は、やむをえず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、

次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(協力医療機関)

第16条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるために協力医療機関を定める。

- 協力医療機関1 清水病院（整形外科・脳神経外科・神経内科・外科）
- 協力医療機関2 藤井記念病院（内科・神経内科・皮膚科）
- 協力医療機関3 倉吉病院（精神科）
- 協力医療機関4 北岡病院（消化器外科・外科・内科・整形外科）
- 協力医療機関5 大石医院（内科・皮膚科）

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、利用者に対する福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事故の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員に資質向上のため研修の機会を設けるものとし、また必要な体制の整備を行う。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際はあらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

- 5 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 6 当事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(その他)

第20条 事業所は、施設障がい福祉サービスの利用について市町村または相談支援事業を行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

- 2 この規程を定める事項の他、施設の運営管理に関し必要な事項はその都度、社会福祉法人みのり福祉会理事長と施設長の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成24年 3月 1日から施行する。

(一部改正) 平成27年 4月 1日から施行する。

(一部改正) 平成28年10月 1日から施行する。

(一部改正) 令和 3年 4月 1日から施行する。

(一部改正) 令和 5年 9月 1日から施行する。

(一部改正) 令和 6年 4月 1日から施行する。

(一部改正) 令和 6年11月 1日から施行する。

(一部改正) 令和 6年12月 1日から施行する。

(一部改正) 令和 7年 4月 1日から施行する。

(一部改正) 令和 8年 4月 1日から施行する。